

学校感染症による出席停止について（インフルエンザ以外）

生徒が「学校感染症」に罹患したときは、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、感染予防のため、友人等との接触を避けてください。なお、出席停止中は欠席扱いにはなりません。

また、病状が回復し登校するときには、必ず医師の診断を受け、治癒通知書を学校に提出してください。

(切り取り線)

【インフルエンザ以外】

学 校 感 染 症 治 癒 通 知 書

広島市立舟入高等学校長 様

年 組 番 生徒名

1、病 名 _____

2、停止期間 月 日 ~ 月 日

上記の理由で加療していましたが、感染症の予防上、支障がないとみとめます。

令和 年 月 日

医療機関名・医師名

印